

三戸町介護保険 住宅改修の手引き

平成30年3月

三戸町役場健康推進課

～ ～ ～ 目 次 ～ ～ ～

1	住宅改修について	1
2	対象となる住宅改修の種類	2
3	支給額について	3
4	住宅改修のながれ	4
5	必要書類	5
6	申請書類等記載例 【事前申請・工事着工前】	6
7	申請書類等記載例 【工事完了後】	8
8	留意事項	11
9	Q & A	12

1 住宅改修について

介護保険の要支援、要介護と認定された方が、生活環境を整えるために心身・住宅の状況等から必要な住宅改修を行い、対象となる工事費用の9割または8割が支給される制度です。

利用限度額は、20万円です。

対象者

以下の条件にひとつでも当てはまる場合は対象となりませんので、ご注意ください。

- ・ 被保険者本人が要支援又は要介護の認定を受けていない、または認定の期限が切れている場合
- ・ 住宅改修を行う建物の住所が、被保険者証に記載されている住所と異なる場合
- ・ 事前申請をしていない場合
- ・ 事前申請後、改修が行われなかった場合
- ・ 住宅の新築、増改築（新たに居室を設ける等）を行う場合
- ・ 退院（退所）前に改修を行ったが、在宅復帰できなかった場合
- ・ 老朽化、摩耗、消耗が原因の改修を行う場合
- ・ 趣味趣向等を目的とした改修を行う場合

◇ 認定申請中の場合

認定申請中に、事前申請し、改修を行うことはできますが、住宅改修費は認定結果が出た後に支給されます。

※ 認定結果が「非該当」の場合は支給されませんのでご注意ください。

◇ 医療機関や施設に入院（入所）している場合

退院（退所）が決まっていれば入院（入所）中に事前申請し、改修を行うことはできますが、住宅改修費は退院（退所）後に支給されます。

※ 退院（退所）されなかった場合、住宅改修費は支給されませんのでご注意ください。

住宅改修を行う前に

- ・ 住宅改修で解消したいことを明確にし、本当に必要な改修工事を行きましょう。

「今は必要なくても、ついでに改修しておいた方が便利だから」といったあいまいな理由で住宅改修をしてしまうと、本当に改修工事をしたい時に、利用限度額がいっぱい、この制度を利用できなくなるおそれがあります。

今、住宅改修で解消したいところ・困っていること等を明確にして、安全な生活ができるような改修を行きましょう。

- ・ 住宅改修を希望する場合は、ケアマネジャー等に相談しましょう。

住宅改修を行うには、改修が必要な理由書が必要となり、ケアマネジャーが作成します。

これは、被保険者の身体状況等をふまえ、改修が必要な理由を記載するものです。

改修を希望する場合は、まず、担当ケアマネジャーにご相談ください。

2 対象となる住宅改修の種類

住宅改修の種類		場所	内容	対象外の工事
①	手すりの取付	居室 廊下 トイレ 浴室等	<ul style="list-style-type: none"> ・転倒予防、移動、移動動作を助けることを目的としたもの ・壁や床に取付け固定されるもの ・形状が適切なもの【二段式、縦付け、横付け等】 	<ul style="list-style-type: none"> ・取付け工事を伴わないもの ・固定されていない家具（下駄箱）等への取付け ・転落防止のための柵 ・敷地外への設置
②	段差の解消	居室 廊下 トイレ 浴室等	<ul style="list-style-type: none"> ・段差、傾斜を解消するもの ・敷居を低くする、スロープまたは式台を設置（固定）するもの ・各居室の敷居を低くするもの ・床のかさ上げを行うもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・取り外しができるスロープや固定されていない式台の設置 ・床下の収納スペースを埋める工事 ・昇降機、リフト、段差解消機等の設置
③	滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更	居室 廊下 トイレ 階段等	<ul style="list-style-type: none"> ・床材の変更【畳敷きからフローリング、ビニール系等】 ・滑りにくい舗装材への変更【ノンスリップタイル等】 	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化による床材の変更 ・固定しない滑り止めマットの設置 ・滑りやすい床材への変更
④	引き戸等への扉の取替え	居室 廊下 トイレ 玄関等	<ul style="list-style-type: none"> ・扉全体の取替え【開き戸から引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン】【注：シャワーカーテンは除く】 ・開き方の変更【右開きから左開き等】 ・ドアノブの変更 ・重い引き戸から軽い引き戸への取替え ・戸車の設置等 	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化による扉の変更 ・開き戸から開き戸、開き戸から ・自動ドア等への変更等 ・両戸の取替え
⑤	洋式便器等への便器の取替え	トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・和式便器から洋式便器への取替え ・洋式便器の向きを変える工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・便座のみの取替え ・洋式便器から洋式便器への取替え ・洗浄機能付洋式便器への取替え ・既存の和式便器はそのまま、新たに洋式便器を設置
⑥	その他給付対象の住宅改修に付帯して必要となる工事		<p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手すりの取付のための壁の下地補強 ・浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事 ・床材変更のための下地補強 ・扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事 ・便器の取替えに伴う給排水設備工事等 	<ul style="list-style-type: none"> ・水洗化にする場合の工事 ・電気配線工事等

3 支給額について

支給額

対象となる改修費用の9割または8割が支給されます。
 また、利用限度額20万円になるまで、必要性があれば何度でも支給申請できます。
 ただし、改修費用が20万円を超えた分は、自己負担となります。

- ◇ 利用限度額は20万円です。
- ◇ 介護保険負担割合証の確認をお願いします【負担割合の基準＝領収年月日を適用】。
- ◇ 介護保険料に滞納があるときは、自己負担額が3割になる場合があります。

【例1】改修費用 10万円

自己負担	1万円(2万円)
介護給付	9万円(8万円)

【例2】改修費用 30万円

自己負担	12万円(14万円)
介護給付	18万円(16万円)

(残り10万円は次回利用可能)

※ () 内は2割負担の場合の額

◆ 支給限度基準額の例外【再度20万円利用できる場合】

- ① 転居して住所が変わった場合
- ② 「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合【下表参照】

初めて住宅改修を行ったときの要介護状態区分	介護の必要の程度	3段階以上上がった要介護状態区分	介護の必要の程度
要支援1または経過的要介護旧要支援	第一段階	要介護3 要介護4 要介護5	第四段階 第五段階 第六段階
要支援2または要介護1	第二段階	要介護4 要介護5	第五段階 第六段階
要介護2	第三段階	要介護5	第六段階

「介護の必要の程度」は、要介護等状態区分を基準として定められています。

支給方法

償還払い方式となります。

利用者が改修費用の全額を、いったん住宅改修業者に支払い、後日、申請により、対象改修費用の9割または8割を、町から利用者に支給する方式

ご注意ください！

- ★ 住宅改修の支給には、着工前に事前申請が必要となります。
- ★ 事前申請をせずに、住宅改修を行った場合は、支給対象外となります。

4 住宅改修のながれ

事前相談

- ◇ 住宅改修を行う前に、担当ケアマネジャー（要支援の方は、担当の地域包括支援センター）に希望を伝え、改修の内容について相談します。
 - ◇ 担当ケアマネジャー（または担当の地域包括支援センター）は、住宅改修施工業者（「施工業者」）が決まったら、町へ改修内容の連絡をし、改修前の現場確認の日程調整を行います。
- ※ 改修が必要な理由・改修箇所を明確にしたうえで、改修内容の連絡と日程調整を行ってください。

現地確認【工事着工前】

- ◇ 担当ケアマネジャー（または担当の地域包括支援センター）、施工業者、町の三者が現地を訪問し、改修内容等について、確認を行います。

事前申請【工事着工前】

- ◇ 工事着工前に、事前申請書類を担当ケアマネジャー（または担当の地域包括支援センター）が取りまとめ・精査のうえ、町へ提出します。
- ◆ 事前申請書類は、6ページ「5 必要書類一覧」を参照してください。

事前申請の内容確認

- ◇ 提出いただいた事前申請書類の審査を行います。
審査が終了したら、町から担当ケアマネジャー（または担当の地域包括支援センター）に事前審査完了の連絡をします。

業者に施工を依頼

- ◇ 住宅改修の承認を受けたら、改修に着手します。
工事が完了したら、施工業者に工事費用（全額）を支払い、領収書を受け取ります。

住宅改修は事前申請制のため、着工後の工事内容の変更は認められておりませんのでご注意ください。
事前申請の内容と異なる改修を行ってしまうと、給付の対象外となる場合があります。
工事の内容が変更になる場合は、事前に担当ケアマネジャー（または担当の地域包括支援センター）から町へ連絡してください。

支給申請【工事完了後】

- ◇ 工事が完了したら、住宅改修費の支給申請書類を担当ケアマネジャー（または担当の地域包括支援センター）が取りまとめのうえ、町へ提出します。
- ◆ 支給申請書類は、6ページ「5 必要書類一覧」を参照してください。

現地確認【工事完了後】

- ◇ 改修が適正に行われたか、町担当が現地訪問し、改修内容等について確認を行います。

支給決定

- ◇ 支給申請書類の審査完了後、「介護保険償還払支給（不支給）決定通知書」および領収書が申請者あてに送付されます。

5 必要書類

担当ケアマネジャー（または担当の地域包括支援センター）がとりまとめ、内容を精査した上で、提出してください。

事前申請の書類【工事着工前】

- ① 住宅改修が必要な理由書 P 1
- ② 住宅改修が必要な理由書 P 2
- ③ ケアプランの写し
 - ・住宅改修の内容が記載されているもの
 - ・本人、家族の承諾印が押印されているもの
- ④ 施工前の写真
 - ・写真用台紙は所定の様式
 - ・写真は鮮明なもの
 - ・撮影日が記載されたもの（日付入り写真の場合は不要）
- ⑤ 工事見積書
 - ・あて名は被保険者本人（フルネーム）
 - ・内訳明細書も添付してください
- ⑥ 改修箇所の見取り図
 - ・平面図等
- ⑦ 取付部品等のカタログ
 - ・カタログの写しも可

①から③までは、担当ケアマネジャーまたは担当の地域包括支援センターが作成する。
④から⑦までは、施工業者が作成し、担当ケアマネジャー（または担当の地域包括支援センター）へ提出する。

支給申請書類【工事完了後】

- ① 介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給申請書
- ② 住宅の所有者の承諾書（一般住宅または賃貸住宅）
 - ・必要な場合は添付
- ③ 施工後の写真
 - ・施工前の写真と同じ構図、角度
 - ・写真用台紙は所定の様式
 - ・写真は鮮明なもの
 - ・撮影日が記載されたもの（日付入り写真の場合は不要）
- ④ 請求書
 - ・あて名は被保険者本人（フルネーム）
 - ・内訳明細書も添付してください
- ⑤ 領収書【原本】
 - ・領収書の名義は被保険者本人
 - ・支給決定通知書と同封し、発送

①、②は、担当ケアマネジャーまたは担当の地域包括支援センターが作成する。
③から⑤までは、施工業者が作成し、担当ケアマネジャー（担当の地域包括支援センター）へ提出する。

領収書

- ・あて名は被保険者本人（フルネーム）としてください（上様は不可）。
- ・被保険者本人が実際に支払った金額の総額で作成してください。
- ※ 介護保険の対象外の工事を行った場合も、実際に支払った金額で作成してください。
- ・代表者印、社印が押印されたものを提出してください。

施工後の写真

- ・日付機能のないカメラの場合は、撮影の日付を記載した黒板等を使用し、改修箇所が隠れないようご注意ください。
- ・改修前後の写真は、1対1となるように同じ構図・角度で撮影してください。

施行前の写真【例】

住宅改修費支給申請書添付写真 No. 1

改修前写真

改修箇所ごとに
改修前の写真を添付して
ください。

2017/4/1

改修前

■改修内容
手すりの取付

■改修箇所
浴室（内）

■備考

撮影日
※ 日付入り写真を添付した場合は、記載不要です。

住宅改修の種類を記入してください。

改修箇所ごとに作成してください。

住宅改修費支給申請書添付写真 No. 2

改修前写真

改修箇所ごとに
改修前の写真を添付して
ください。

改修前

■改修内容
和式便器から洋式便器への取替

■改修箇所
トイレ

■備考

撮影日 平成29年4月1日
※ 日付入り写真を添付した場合は、記載不要です。

改修前、改修後どちらも同じ構図と角度で撮影してください。

日付がない場合は、撮影日を記入してください。

工事見積書【例】

住宅改修工事見積書

三戸 太郎 様 利用者の氏名を記入してください（フルネーム）。

部屋名	改修箇所	名称	内容/仕様	数量	単位	単価(円)	備考
玄関	壁	手すり	木製φ 35【品番】	1	本	〇〇〇	
			エンドブラケット【品番】	2	個	〇〇〇	
廊下	壁	手すり	木製φ 35【品番】	2	本	〇〇〇	
			コーナーブラケット【品番】	1	個	〇〇〇	
			エンドブラケット【品番】			〇〇〇	
トイレ	便器	便器	△△【メーカー】△△【品番】				
		タンク	△△【メーカー】△△【品番】				
		便座	△△【メーカー】△△【品番】				
		便器撤去	既存便器				
			取付費				
			諸経費				
			小計			□□□	
			消費税	8	%	\$\$\$	
			合計			■■■	

下記事項がわかるように、作成してください。

- ・ 工事内容（項目）
- ・ 材料（仕様）
- ・ 単価
- ・ 数量工事
- ・ 諸経費

× 「手すり設置工事一式」

平面図

- ・ 改修前、改修後の図面をそれぞれ作成してください。
- ・ 工事箇所と図面と、家全体の図面を作成してください。
- ・ 部屋の位置関係がわかるように、名称を記入してください【例：寝室、浴室】。

7 申請書類の記載例【工事完了後】

介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書

介護保険 居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書			
フリガナ 被保険者 氏名	サンノヘ ハナコ	保険者番号	0 2 4 4 1 4
三戸花子	被保険者番号	0 0 0 0	0 0 0 0 1
生年月日	昭和 12 年 12 月 12 日	性別	女
住所	〒039-0141 三戸町大字〇〇〇字〇〇〇〇55番地11 電話番号：0179 - XX - XXXX		
住宅の所有者	氏名 三戸太郎 本人との関係 (夫) 住所 被保険者と同じ		
改修の内容・ 箇所及び規模	<input checked="" type="checkbox"/> 手すりの取付け (浴室1ヶ所、廊下2ヶ所、トイレ1ヶ所)	業者名	〇〇建設(株)
	<input checked="" type="checkbox"/> 段差の解消 (廊下～居間、廊下～トイレ)	着工日	平成〇〇年△△月□□日
	<input checked="" type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え (居間、トイレ)	完成日	平成〇〇年△△月□□日
	<input type="checkbox"/> 床又は通路面の材料の変更		
	<input type="checkbox"/> 洋式便器等への便器の取替え		
	<input type="checkbox"/> その他(上記に係る付帯改修)		
申請日を記入してください。		200,000 円	介護保険給付対象額を記入してください。 【例】30万円の改修費の場合は、上限の20万円 ・10万円の場合、1割負担は9万円、2割負担は8万円
申請者	氏名：三戸花子 (印)		

工事着工日、完成日を記入してください。

申請日を記入してください。

介護保険給付対象額を記入してください。
【例】30万円の改修費の場合は、上限の20万円
・10万円の場合、1割負担は9万円、2割負担は8万円

お間違いのないよう、通帳と照合・確認してください。

居宅介護（予防）住宅改修費を下記の口座に振り込んでください。

口座振込 依頼欄	金融機関名	本支店名	種目	口座番号
※ゆうちょ銀行の場合、通帳の備考欄などに記載されている受取口座番号をご記入ください。	ゆうちょ銀行	〇〇〇	1普通	0 0 0 0 0 0 0
	金融機関コード	店舗コード	2当座	
フリガナ	サンノヘ ハナコ			
口座名義人	三戸花子			

これはゆうちょ銀行の例です。

※ 負担割合の基準日は、改修費用の領収年月日が基準となります。

住宅の所有者の承諾書（一般住宅）

住宅所有者の承諾書（住宅所有者が家族等の場合）

平成〇〇年 〇月 〇日

住宅改修の承諾書

(住宅所有者)
住所 三戸町大字〇〇〇字〇〇〇 55番地11
氏名 三戸太郎 (三戸) 印

私は、下記表示の住宅に、(被保険者) 三戸花子 が、
別紙「介護保険 居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書」のとおり
住宅改修を行うことを承諾いたします。

記

【住宅改修を行う住宅】
三戸町大字 〇〇〇 字 〇〇〇〇 55番地11

日付を記入してください。

住宅の所有者の承諾書（賃貸住宅）

住宅所有者の承諾書（賃貸住宅の場合）

平成〇〇年 〇月 〇日

住宅改修の承諾についてのお願い

(賃貸人)
住所 三戸町大字〇〇字〇〇 〇番地
氏名 〇〇〇〇 様

(賃借人)
住所 三戸町大字 △△字△△ △番地△
氏名 三戸次郎 (三戸) 印

私が賃借している下記(1)の住宅の住宅改修を、別紙「介護保険 居宅介護
(予防)住宅改修費支給申請書」のとおり行いたいので、承諾願います。

記

(1) 住宅	名称	〇〇〇〇
	所在地	三戸町大字 △△字△△ △番地△
	住戸番号	1号
(2) 住宅改修の概要	箇所・部位	内 容
	玄関	手すりの設置（横手すり1本、縦手すり1本）

承諾書

上記について、承諾いたします。
(なお、)

平成〇〇年 〇月 〇日

(賃貸人)
住所 三戸町大字〇〇字〇〇 〇番地
氏名 〇〇〇〇 (印)

日付を記入してください。

(備考)

1 賃借人は、本承諾書の点線から上の部分を記載し、賃借人に2通提出してください。賃

施行後の写真（例）

住宅改修費支給申請書添付写真 No. 1	
<p>改修中写真</p> <p>改修箇所ごとに 改修中の写真を添付してください。</p> <p>なお、次の工事については、改修中写真は添付不要です。</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 壁の下地補強を伴わない手すり取付工事◆ スロープや台の固定による段差解消工事	<p>改 修 中</p> <p>■備考</p> <hr/> <p>撮影日 平成29年○月○日</p> <p>※ 日付入り写真を添付した場合は、記載不要です。</p>

日付がない場合は、日付を記入してください。

<p>改修後写真</p> <p>改修箇所ごとに 改修後の写真を添付してください。</p>	<p>改 修 後</p> <p>■備考</p> <hr/> <p>撮影日 平成29年○月○日</p> <p>※ 日付入り写真を添付した場合は、記載不要です。</p>
---	---

8 留意事項

- ◆ 下記の場合は、住宅改修費の支給対象になりませんので注意してください。
 - ・ 老朽化、器具の故障、リフォーム等を理由とした改修
 - ・ 賃貸、分譲アパートの共有部分
 - ・ 趣味趣向、リハビリを目的とした改修
 - ・ 事前申請をせずに、改修を行った場合
 - ・ 新築や増築

【例】廊下の拡張工事をし、手すりを設置した場合 →手すりの設置費用のみ支給対象

- ◆ 住宅改修費の支給限度額は、被保険者ごとに管理されます。

住宅改修費の支給限度額は、被保険者ごとに管理されます。
夫婦で同時に住宅改修を行う場合 → それぞれの工事箇所を区別してください。
※ 段差解消に30万円要し、夫婦15万円ずつ申請は不可

- ◆ 用具を置いただけの場合
給付の対象外となります（工事を伴うものが対象）。

- ◆ 事前申請と異なる改修になる場合
着工前に担当ケアマネジャーにより連絡してください。
事前申請と異なる改修は、給付の対象にならない場合があります。

9 Q & A

厚生労働省のQ & A、WAMNET（独立行政法人福祉医療機構運営）のQ & A、三戸町の事例から抜粋したものを掲載しています。

このほか、一般的な質問等は、厚生労働省介護サービス関係Q & A（以下URL）を参照してください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html

Q & Aは、適宜掲載いたします。

全体

Q 1 要介護（要支援）者が、A町に住民票を残したままB市の子の家に居住している場合、子の住宅改修を行うことはできますか。

A 1 介護保険被保険者証に記載されている住所地の住宅改修のみが対象となるため、子の住宅改修を行うことはできません。

Q 2 要介護（要支援）者が入院（入所）している場合、事前に住宅改修を行うことはできますか。

A 2 住宅改修が必要と認められないため、給付の対象にはなりません。

※ ただし、退院する予定が明らかな場合等は、あらかじめ改修しておくことも必要と考えるため、事前に町に相談したうえで事前申請をし、退院後に支給申請することは差し支えありません。

なお、退院しないこととなった場合は、給付の対象にはなりません。

※ 入所中の場合も同様

Q 3 施設入所している場合、月に数回帰宅する住宅の改修は給付の対象となりますか。

A 3 施設入所者の生活拠点は施設となります。

介護保険の住宅改修は在宅サービスのため、一時的な帰宅や外泊は給付の対象にはなりません。

※ 入院中の場合も同様

Q 4 有料老人ホームに入居している場合、月に数回帰宅する住宅の改修は給付の対象となりますか。

A 4 生活拠点は有料老人ホームとなります。そのため、一時的な帰宅や外泊は給付の対象にはなりません。

Q 5 家族が大工を営んでいますが、住宅改修工事を発注した場合は工賃も支給申請の対象にできますか。

A 5 要介護（要支援）者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人または家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされています。この場合も、一般的には材料の購入費のみが支給対象となります。工賃は給付の対象にはなりません。

Q 6 住宅の新築は住宅改修と認められていませんが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付けることは、給付の対象となりますか。

A 6 竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、給付の対象となります。

Q 7 他市町村から転入する予定ですが、前もって住宅改修をしたい場合は、給付の対象になりますか。

A 7 事前に転入予定の市町村（または担当予定の居宅介護支援事業所、地域包括支援センター）にご確認ください。給付の対象になった場合、支給申請は転入後に行うこととなります。

※ 転入しなかった場合等は、給付の対象にはなりません。

Q 8 要介護（要支援）者が、工事の着工後に入院し、退院の見通しが見つからない場合、支給の対象になりますか。

A 8 要介護（要支援）者が入院するまでに工事が完成した部分までが支給の対象になります。

※ 以下の場合も同様となります。

- ・ 工事完成前に施設等に入所した場合
- ・ 工事完成前に、認定更新で「非該当」になった場合

Q 9 要介護（要支援）者が、工事完了前に死亡した場合、支給の対象になりますか。

A 9 工事が完成した部分までが支給の対象になります。

Q 10 段差の解消や、手すりの取り付け等のため、従来ある浴室を改修するのではなく、ユニットバスのようにまるごと取り替える場合も、給付の対象となりますか。

A 10 按分することが可能であれば支給の対象となります。

申請

Q 11 申請に添付する必要がある改修前後の写真は、日付がわかるものとありますが、日付機能のない写真機の場合、どのようにすればよいですか。

A 11 工事現場などで黒板に日付等を記入して写真を撮っているように、黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込む等の方法で提出してください。

Q 12 支給申請の際に添付する工事内訳書について、材料費や施工費等を区分できない工事がありますが、すべて区分しなければなりませんか。

A 12 材料費、施工費等を適切に区分することとしているのは、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするためです。

このため、材料費、施工費等が区分できない工事については、無理に区分する必要はありませんが、工事の内容や規模等がわかるようにする必要があります。

Q 13 カタログのない部材を使用する際は、どのようにすればよいですか。

A 13 寸法やどのようなものを使用するかがわかるよう、設計図や図面等を提出してください。

Q 14 住宅所有者が亡くなっている場合、住宅改修の承諾書はどのようにすればよいですか。

A 14 実質的な所有者が、世帯主または同居世帯員である場合は、その方から承諾をもらってください。

手すりの取り付け

Q 15 以前に取り付けた手すりが老朽化したことから、その手すりを撤去し、新たな手すりを設置する場合は、給付の対象になりますか。

A 15 単に老朽化したという理由であれば、給付の対象とはなりません。

Q 16 玄関から道路までの手すりの設置は、給付の対象となりますか。

A 16 敷地内であれば給付の対象となります。

Q 17 住宅の新築は住宅改修とは認められていませんが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は給付の対象になりますか。

A 17 竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、給付の対象となります。

段差の解消

Q 18 床段差を解消するため浴室用にすのこを制作し、設置する場合は給付の対象になりますか。

A 18 浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内すのこ（浴室内に置いて浴室の床の段差解消ができるのものに限る）に該当するものと考えられるため、特定福祉用具購入の対象となります。

Q 19 上がり框の段差を緩和するため、式台を設置したり、上がり框の段差を２段にした
りする工事は、給付の対象になりますか。

A 19 式台については、持ち運びが容易でないものは床段差の解消として給付の対象となり
ます。ただし、持ち運びが容易なものは給付の対象にはなりません。
また、上がり框を２段にする工事は、床段差の解消になるため、給付の対象になり
ます。

Q 20 玄関から道路までの通路について、階段の段差を緩やかにする工事は、給付の対象
となりますか。

A 20 玄関の上がり框への式台の設置工事と同様、給付の対象となります。

滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

Q 21 車いすの通行により痛んだ廊下の床材を取り替える工事は、「移動の円滑化」として、
給付の対象となりますか。

A 21 老朽化や、物理的・科学的な摩耗、消耗が理由で行う工事は、給付の対象にはなり
ません。

Q 22 居間等の床が傷んでおり歩行が困難なため、床材を取り替える工事は、「移動の円滑
化」として、給付の対象となりますか。

A 22 老朽化や、物理的・科学的な摩耗、消耗が理由で行う工事は、給付の対象にはなり
ません。

Q 23 工事や取り付け作業の必要がなく（床への張り付けや釘止めも不要）、床に置くだけ
の滑り止め用床材は、給付の対象となりますか。

A 23 床に置くだけの場合は、設置工事の必要もなく、床段差解消にも該当しないため、
給付の対象にはなりません。
また、福祉用具購入の対象にもなりません。

Q 24 通路面の材料の変更には、どのような材料が考えられますか。
また、この場合の路盤の整備は、付帯工事として給付の対象となりますか。

A 24 例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考え
られます。路盤の整備は付帯工事として、給付の対象となります。

引き戸等への扉の取替えについて

Q25 門扉の取り替えは、給付の対象となりますか。

A25 引き戸等への扉の取り替えとして給付の対象となります。

Q26 既存の引き戸が重く、開閉が容易でないため引き戸を取り替える場合、給付の対象となりますか。

A26 既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば、給付の対象となります。ただし、既存の引き戸が古くなったため、新しいものに取り替えるという理由であれば、給付の対象にはなりません。

Q27 扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は、給付の対象となりますか。

A27 扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状態に合わせて性能が変われば、扉の取り替えとして給付の対象となります。具体的には、次の右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられます。

Q28 車いす利用者が浴室の扉を一人で閉められないために、扉の幅を広げ、位置をずらすことは給付の対象となりますか。また、引き戸から引き戸への変更であった場合でも、給付の対象となりますか。

A28 要介護（要支援）者の身体状況に基づいた理由による住宅改修であるため、給付の対象となります。

洋式便器等への便器の取替えについて

Q29 和式便器から、洗浄機能等が付加された洋式便器等への取替えは、給付の対象となりますか。

A29 商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考えれば、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、給付の対象となります。

Q30 既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取り替えた場合、給付の対象となりますか。

A30 洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は、給付の対象にはなりません。

Q31 和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するものは、給付の対象となりますか。

A 31 腰掛便座として、特定福祉用具購入の対象となります。

Q 32 リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替えとして、給付の対象となりますか。

- ① 洋式便器をかさ上げする工事。
- ② 便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合。
- ③ 補高便座を用いて座面の高さを高くする場合。

A 32 ① 給付の対象となります。

② 既存の洋式便器が降るかなったことにより、新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、給付の対象にはなりません。質問のように、当該利用者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、給付の対象となります。

③ 住宅改修ではなく、腰掛便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として、特定福祉用具購入の対象となります。

その他

Q 33 脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げまたはこの設置を行いました。浴室床が上がったために行う次の①～③の工事について、住宅改修の段差解消に伴う付帯工事となりますか。

- ① 水洗の蛇口の下に洗面器が入らなくなった。この場合の水洗の蛇口の位置の変更。
- ② 浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽をかさ上げするなどの工事。
- ③ 上記②の場合、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合、浴槽の改修または取替えの工事。

A 33 ①から③いずれの場合も給付の対象となります。

Q 34 通路面の材料の変更としては、どのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として給付の対象となりますか。

A 34 例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられます。路盤の整備は付帯工事となるため給付の対象になります。

Q 35 車いすでの移動を円滑にするため、廊下に設置されている洗面台を別の場所に移動する工事は、給付の対象となりますか。

A 35 住宅改修の種類に含まれていないため、給付の対象にはなりません。

- Q36 玄関から道路までの通路がぬかるんでいるため、砂利やコンパネを敷くことは、移動の円滑化等のための床材の変更になりますか。
- A36 砂利等を敷くことは床材の変更に該当しないため、給付の対象にはなりません。
- Q37 和式便器から洋式便器への取替の際、既存のスペースでは立ち上がり等困難になるため、トイレ床の拡張工事が必要となりますが、付帯工事として給付の対象となりますか。
- A37 その他給付対象の住宅改修に付帯して必要となる工事に含まれないため、給付の対象にはなりません。
- Q38 引き戸等への扉の取替えの際、壁面にあるコンセントが引き戸を引く際の支障となるため、コンセントの移設費は付帯工事として給付の対象となりますか。
- A38 コンセントの取り外しと移設費については給付の対象となります。